

1 計画（プラン）策定の背景

少子化の進行により、学校や地域において一定規模の集団を前提とした教育活動が成立しにくくなることで、子育てについての経験や知恵の伝承・共有が困難になりつつあります。また、子ども同士の切磋琢磨の機会が減り、保護者の過保護・過干渉を招きやすくなっています。さらに、高度情報化の進展を背景として、膨大な情報を容易に入手できる一方、情報活用能力や情報モラルの習得、有害情報などへの対応力が必要とされているとともに、持続可能な開発目標（SDGs）をはじめとした社会の継続的な成長・発展を目標とする国際的な取組みも広がっています。人々の価値観が多様化する中、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会の実現が重要課題となっています。

国においては、教育基本法を制定し、教育の目的を示すとともに、それを実現するための教育の目標を掲げています。

平成28年4月から、子ども・子育て支援制度が施行され、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園制度の普及促進が図られています。

平成27年4月には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「学校図書館法」が改正され、平成28年4月には学校教育法が改正されました。また、平成29年2月には「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が制定されました。

平成29年4月には、「教育公務員特例法」や「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されるなど、教育体制の明確化や充実化が図られています。

さらに、教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの学校教育の実践や蓄積を生かし、子どもたちが未来社会を切り開くための資質・能力を一層確実に育成するために、平成29年3月以降、幼稚園教育要領及び各学習指導要領が順次改訂・実施されています。

こうした中、平成30年6月には国の第3期教育振興基本計画が策定され、教育を通じて生涯にわたる「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と、教育政策を推進するための基盤に着目し、以下の5つの方針により取組が整理されました。

【今後の教育政策に関する基本的な方針】

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための**学びのセーフティネット**※を構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

2 計画（プラン）策定の趣旨

本市においても、湖南省総合計画との整合性を図りつつ、平成27年12月に「湖南省教育振興基本計画」を策定し、各種教育施策を進めてきました。

就学前教育※や子育てについては、「湖南省子ども・子育て支援事業計画」や保育・教育指針に基づき、施策を展開し取り組んできました。

本市では、こうした国の動向や方向性を参酌するとともに、これまでの本市の教育施策の成果と課題、さらに、複雑化・多様化している子どもを取り巻く課題に対応するため、家庭・地域住民はもとより、大学等の教育機関、ボランティアの方々、企業などの多様な主体が連携しながら、今後の本市がめざすべき教育目標を共有し、教育施策を推進していく必要があります。

このたび計画（プラン）期間が令和元年度に終了することから、令和2年度から令和6年度の5年間で計画（プラン）期間とした、『第2期湖南省教育振興プラン』を策定しました。

3 計画（プラン）の位置付け

本計画（プラン）は、本市の教育の基本理念や基本的な方向を示した「教育大綱」と、具体的に実施する施策を示した「教育振興基本計画」で構成しています。

① 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づく「教育大綱」

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3で、地方公共団体が教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることが明記されています。本市においても、これからの教育を進めるうえでの基本理念や基本的な方向などを定めた大綱としています。本計画（プラン）では、第3章が該当部分となります。

【参照条文】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（改正後）
（大綱の策定）

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

② 教育基本法第17条第1項に基づく国の計画を参酌した「教育振興基本計画」

教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に規定される地方公共団体の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、具体的には国が策定した同法第17条第1項に基づく第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）を参考としています。本計画（プラン）では、第4章が該当部分になります。

さらに、市の最上位計画である「湖南省総合計画」をはじめ、市の関連計画との整合を図っています。

【参照条文】教育基本法
（教育振興基本計画）

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

4 計画（プラン）の期間

前計画（プラン）は平成28年度から令和元年度までの4年間を計画期間として策定していました。

本計画（プラン）の期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期湖南省教育振興プラン				

5 計画（プラン）の策定体制

（1）「総合教育会議」での審議

市長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、連携して効果的な教育行政を推進していくための「総合教育会議」において、教育大綱の内容について審議しました。

（2）パブリックコメントの実施

内容について、市民からの幅広い意見を考慮して最終的な意思決定を行うために、令和元年12月24日から令和2年1月23日にかけて、『湖南省教育振興基本計画』に対する意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

6 計画（プラン）の評価体制

計画（プラン）の期間中、計画内の施策について毎年度、教育事業評価として自ら実施状況や成果などを点検し、内部と外部による評価を実施します。

また、点検・評価^{*}の結果については、公表することで改善を図るとともに、本市の教育に関わるすべての方々へ説明責任の徹底を図ります。